

令和 7 年 7 月 25 日公表

令和6年漁業構造動態調査結果

(令和6年11月1日現在)

－ 漁業就業者数は11万4,820人となり、前年に比べ5.4%減少 －

【調査結果の概要】

1 漁業就業者数（統計表2(2)参照）

(1) 年齢階層別の漁業就業者数

海面漁業の漁業就業者数は11万4,820人で、前年に比べ6,570人(5.4%)減少した。

これを年齢階層別にみると、65歳以上が最も多く4万4,840人と全体の約4割を占めるものの、49歳以下の構成比は高まった。

図1 年齢階層別の漁業就業者数（全国）

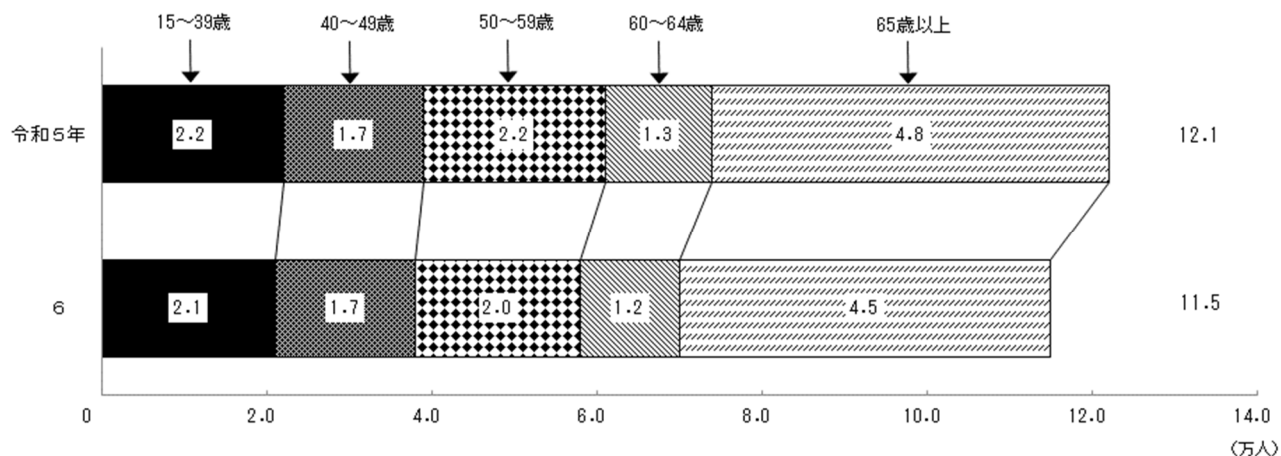


表1 年齢階層別の漁業就業者数（全国）

区 分	計	15～39歳	40～49	50～59	60～64	65歳以上
実数(人)						
令和5年	121,390	21,670	17,350	21,650	13,190	47,530
6	114,820	20,980	16,850	20,390	11,760	44,840
対前年増減率(%)	△ 5.4	△ 3.2	△ 2.9	△ 5.8	△ 10.8	△ 5.7
構成比(%)						
令和5年	100.0	17.9	14.3	17.8	10.9	39.2
6	100.0	18.3	14.7	17.8	10.2	39.1

注：表中の「△」は、減少したものを示す（以下同じ。）。

○ 令和5年は全数調査（2023年漁業センサス）の結果であるのに対し、令和6年は標本調査（漁業構造動態調査）の推定値であることから、直接比較して利用する場合には留意する必要がある（以下同じ。）。

○ 漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

(2) 従事形態別の漁業就業者数

従事形態別に漁業就業者数をみると、個人経営体の世帯員で自家漁業のみに従事した者は6万4,270人、団体経営体の漁業従事役員は7,610人、雇われて従事した者は4万2,940人で、前年に比べそれぞれ4,190人(6.1%)、450人(5.6%)、1,930人(4.3%)減少した。

表2 従事形態別の漁業就業者数(全国)

区 分	令和5年	6	対 前 年 増 減 率
	人	人	%
漁業就業者	121,390	114,820	△ 5.4
個人経営体の自家漁業のみ	68,460	64,270	△ 6.1
漁業従事役員	8,060	7,610	△ 5.6
漁業雇われ	44,870	42,940	△ 4.3

2 漁業経営体数

(1) 経営組織別の漁業経営体数（統計表 1 (1) 参照）

海面漁業の漁業経営体数は 6 万 530 経営体で、前年に比べ 5,130 経営体（7.8%）減少した。

これを経営組織別にみると、個人経営体は 5 万 6,420 経営体、団体経営体は 4,110 経営体で、前年に比べそれぞれ 4,970 経営体（8.1%）、160 経営体（3.7%）減少した。

図 2 経営組織別の漁業経営体数の推移（全国）

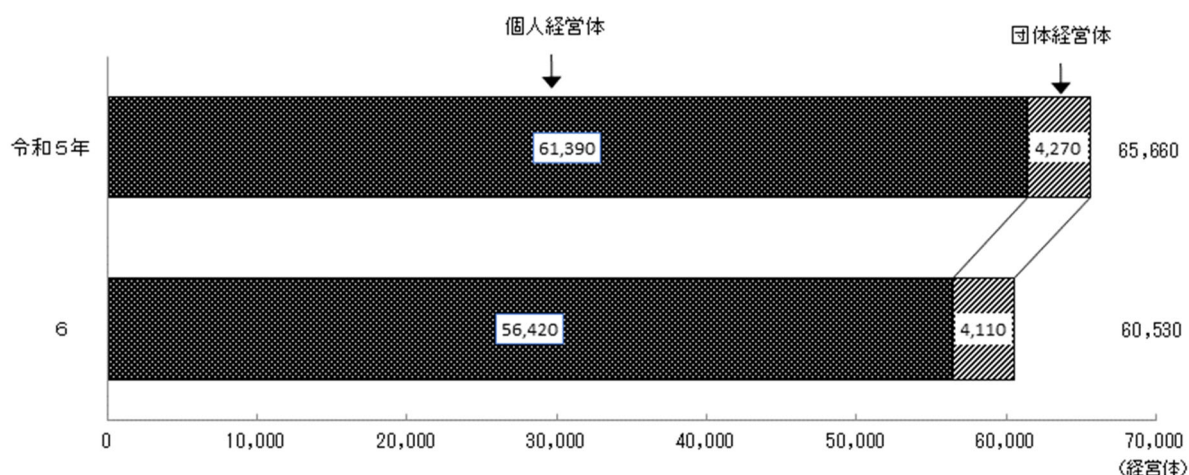


表 3 経営組織別の漁業経営体数（全国）

区 分	令和5年	6	構成比		対 前 年 増 減 率
			令和5年	6	
計	経営体 65,660	経営体 60,530	% 100.0	% 100.0	% △ 7.8
個人経営体	61,390	56,420	93.5	93.2	△ 8.1
団体経営体	4,270	4,110	6.5	6.8	△ 3.7

漁業経営体とは、過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう（ただし、過去 1 年間ににおける漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。）。

(2) 漁業層別・販売金額規模別の漁業経営体数（統計表 1 (2) 参照）

ア 漁業層別に漁業経営体数をみると、沿岸漁業層は 5 万 6,030 経営体で 5,430 経営体（8.8%）減少したものの、中小・大規模漁業層は 4,500 経営体で 300 経営体（7.1%）増加した。

沿岸漁業層のうち、海面養殖層は 1 万 2,130 経営体で、前年に比べ 40 経営体（0.3%）減少した。

表 4 漁業層別の漁業経営体数（全国）

区 分	令和 5 年	6	対 前 年 増 減 率
漁業層別	経営体 65,660	経営体 60,530	% △ 7.8
沿岸漁業層 ¹⁾	61,460	56,030	△ 8.8
うち、海面養殖層	12,170	12,130	△ 0.3
中小・大規模漁業層 ²⁾	4,200	4,500	7.1

注：1)は、販売金額の最も多かった漁業種類が定置網、海面養殖業に該当した経営体のほか、使用した動力漁船の合計が 10 トン未満（動力漁船非使用を含む。）のものである。

2)中小漁業層とは使用した動力漁船の合計が 10 トン以上 1,000 トン未満の経営体、大規模漁業層とは動力漁船の合計が 1,000 トン以上の経営体である。

本年の調査では、大規模漁業層において個人経営体の標本を配置できなかったことから、隣接する中小漁業層と統合し「中小・大規模漁業層」として推定している。

イ 漁獲物・収獲物の販売金額規模別に漁業経営体数の増減率をみると、5,000 万円以上及び 1,000～2,000 万円の階層で前年に比べ増加し、その他の階層では減少した。

減少率が最も高かったのは販売金額 100 万円未満の階層で、前年に比べ約 2 割減少した。

表 5 漁獲物・収獲物の販売金額規模別の漁業経営体数（全国）

区 分	計	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000万円 以上
経営体数（経営体）							
令和 5 年	65,660	19,960	21,730	9,280	5,910	4,870	3,910
6	60,530	16,080	20,980	8,690	6,050	4,750	3,990
対前年増減率(%)	△ 7.8	△ 19.4	△ 3.5	△ 6.4	2.4	△ 2.5	2.0
構成比 (%)							
令和 5 年	100.0	30.4	33.1	14.1	9.0	7.4	6.0
6	100.0	26.6	34.7	14.4	10.0	7.8	6.6

注：「100 万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

◎累年データ

漁業経営体数・漁業就業者数の推移（全国）

年次	漁業経営体数			漁業就業者数			
	計	個人経営体	団体経営体	計	自家漁業のみ	漁業従事役員	漁業雇われ
	経営体	経営体	経営体	人	人	人	人
平成25年（セ）	94,510	89,470	5,040	180,990	109,250	…	71,740
30（セ）	79,070	74,530	4,540	151,700	86,940	8,730	56,030
令和5（セ）	65,660	61,390	4,270	121,390	68,460	8,060	44,870
6（概数）	60,530	56,420	4,110	114,820	64,270	7,610	42,940

資料：農林水産省統計部『漁業センサス』、『漁業構造動態調査』

注：1 表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

2 （セ）は、漁業センサス結果である。

3 「漁業従事役員」は、平成30年から「漁業雇われ」より分離し表章している。

◎関連データ

海面漁業・養殖業生産量の推移（全国）

単位：千t

年次	計	漁業				養殖業
		小計	遠洋	沖合	沿岸	
平成25年	4,713	3,715	396	2,169	1,151	997
26	4,701	3,713	369	2,246	1,098	988
27	4,561	3,492	358	2,053	1,081	1,069
28	4,305	3,273	334	1,945	994	1,033
29	4,244	3,258	314	2,052	893	986
30	4,371	3,366	349	2,048	969	1,005
令和元	4,151	3,235	329	1,977	930	915
2	4,185	3,215	298	2,046	871	970
3	4,106	3,179	279	1,963	937	927
4	3,863	2,951	262	1,804	886	912
5	3,778	2,926	254	1,801	871	852
6（概数）	3,588	2,787	291	1,735	761	801

資料：農林水産省統計部『漁業・養殖業生産統計』

【統計表】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files/data?sinfid=000040293704&ext=xls>

【調査の概要】

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/gaiyou/

【調査結果の主な利活用】

水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産施策の企画・立案、推進等に必要
な基礎資料

【ホームページ掲載案内】

- ・ 本資料は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「漁業構造動態調査」で御覧いただけます。
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/#y
- ・ 本資料の数値は概数値であり、確定した詳細な数値はホームページに掲載（令和 7 年 12 月予定）します。
- ・ 公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

【関連リンク】

- ・ 水産庁のホームページ
<https://www.jfa.maff.go.jp/>

お問合せ先

◎本統計調査結果について
農林水産省 大臣官房統計部
経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班
電 話：（代表）03-3502-8111（内線 3664）
（直通）03-3502-8093

◎農林水産統計全般について
農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 統計広報推進班
電 話：（代表）03-3502-8111（内線 3589）
（直通）03-6744-2037



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



SAFF

データの力で。
農林水産統計
Statistics of Agriculture,
Forestry and Fisheries